

札幌国際芸術祭 2017 広報及び資料用写真撮影業務

募集要項

1 目的

札幌国際芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、今年 8 月 6 日から 10 月 1 日まで札幌国際芸術祭 2017（以下「SIAF2017」という。）を開催します。

今回のプロポーザルは、SIAF2017 の広報や資料用として使用する写真の技術力、体制、実績などを適正に審査の上、当該業務を遂行するのに最も適した事業者を選定するために実施するものです。

2 業務概要

(1) 業務名

札幌国際芸術祭 2017 広報及び資料用写真撮影業務

(2) 仕様概要

別紙「基本的な仕様」による

3 応募資格

- (1) 過去 1 年に同様の業務実績がある個人、団体または法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 所得税または法人税、消費税または地方消費税、札幌市税または主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がない者であること。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。
- (5) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

4 手続等

(1) 担当・書類等提出先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局

担当：岡本、石田

住所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局国際芸術祭担当部内
電話：011-211-2314 FAX：011-218-5154
e-mail：info@siaf.jp

(2) 事務等取扱いの日時

土日祝祭日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 全体日程

ア 募集開始	平成 29 年 6 月 19 日 (月)
イ 質問書の提出期限	平成 29 年 6 月 26 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
ウ 質問書に対する回答	随時、公式ウェブサイト上で回答。 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 午後 5 時最終回答
エ 申込書の提出期限	平成 29 年 7 月 10 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
オ 査結果通知	平成 29 年 7 月 18 日 (火)
カ 受託者との契約	平成 29 年 7 月下旬

(4) 質問及び回答

- ア 質問は、「質問書 (様式 1)」を上記 (3) イの質問書提出期限 (必着) までに提出先に持参、郵送、電子メール、FAX により提出してください。電子メールの場合は、件名を「札幌国際芸術祭 2017 広報及び資料用写真撮影業務」としてください。口頭での質問は受け付けませんのでご了承ください。
- イ 質問書には複数の質問を記載して構いません。また、質問書を複数枚提出することもできます。
- ウ 質問に対する回答は、SIAF2017 公式ウェブサイト上で回答し、回答した事項は募集要項の追加または修正として取り扱います。個別回答は行いません。

(5) 申込書等の提出

- ア 以下を提出先に持参または郵送 (書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。) により上記 (3) エの提出期限までに提出してください。
(ア) 札幌国際芸術祭 2017 広報及び資料用写真撮影業務申込書 (様式 2) 応募動機、組織体制などを記入し押印したもの
(イ) 参考写真データ 10 点。CD-R で提出すること。(画像 1 枚につき 1 MB 以内、j p g。静物写真及びイベント等の人物の動きがある写真をそれぞれ 1 点以上ずつ含む)
(ウ) 参考見積 (様式は問わない)
- イ 札幌国際芸術祭 2017 広報及び資料用写真撮影業務申込書は 8 部提出してください。

ウ 提出された書類及び参考写真データは返却しません。

(6) 事業者の選定等通知

審査の結果は文書及び電子メールで通知します。

5 申込書等の取扱い

(1) 提出後の訂正、追加及び再提出は認めません。

(2) 本件選定の公表等に必要となった場合、実行委員会は無償で使用できるものとします。また、必要な範囲において複製することがあります。

(3) 札幌市情報公開条例等により、公開となる場合があります。

6 審査の方法

審査は提出された申込書等により行います。審査は審査委員会が行い、非公開とし、評価内容についての質問や異議は受け付けません。

7 審査基準

審査基準は別紙「審査基準」のとおりとし、申込書及び参考写真から総合的に判断します。

満点の7割を基準点とし、基準点に達しない場合は、契約候補者の決定は行いません。

8 契約

(1) 契約は、選考された者（契約候補者）と実行委員会の間で契約内容の詳細を交渉のうえ、予算（基本的な仕様を参照）の範囲内で締結する予定です。なお、契約候補者との交渉が不調に終わった場合、審査会において次点とされた者と交渉する場合があります。

(2) 事業者の選定から契約までの間に、会社更生法・民事再生法・破産法のいずれかの適用があった場合、経営状態が著しく不健全であると認められる場合、または札幌市が入札の参加停止を行うような事態が発生した場合等は、契約を締結しないことがあります。

(3) 業務の大部分を再委託することはできません。再委託にあたっては、実行委員会の承諾が必要です。

(4) 契約金額には交通費等、本業務を遂行するに当たり必要な経費すべてが含まれます。

9 その他

(1) 申込書書及び契約において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

- (2) 同一の提案者からの複数の申込書の提出は認めません。
- (3) 以下の条件の一つに該当する場合には、失格となることがあります。
 - ア 申込書に虚偽の記載がある場合
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ウ 選定中に会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
 - エ その他、審査委員会において不適切と認められた場合
- (4) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る経費については、すべて応募者の負担とします。
 - イ 本件審査にあたり、実行委員会が配布した資料は、実行委員会の了解なく公表又は使用することはできません。
 - ウ 受託者が当業務実績を自社ウェブサイト等にて公表するときは事前に実行委員会へ連絡していただきます。